

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称 | 略称 |
|---|----|
| 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令 | 府令 |
| 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件 | 告示 |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>改正府令第4条第1項について、</p> <p>1. 同項第1号が定める日時に関する情報については、海外規制との平仄を併せる観点から世界標準時(UTC)によることとする、又は少なくとも UTC により保存・報告を許容していただきたい。</p> <p>2. 同項第5号について、現在米国 CFTC の規則ではデリバティブ清算機関(DCO)に対して、担保及び証拠金に関する報告は求められていないと理解しております。清算機関では個別取引ごとの担保や証拠金の紐づけは困難であり、CFTC と平仄を併せて清算機関に対しては報告を求めないこととしていただきたい。</p> <p>3. その他の規定については、現時点ではかなり抽象的な表現にとどまっており、今後、詳細に関しても議論されるものと理解しております。貴庁におかれましては、海外の同種規制について、既に十分にご検討の上で、できるかぎり海外の規制と足並みを揃える方向でご検討いただいているものと理解しており、非常にありがたいと考えております。日本独自の基準による保存・報告義務が必要になると、それに伴い日本からの清算参加者にのみ特別な情報収集システムを構築する必要があり、かかるコストは最終的に清算参加者の負担となってしまいます。そのような事態を避けるためにも、詳細の検討にあたりましては海外規制との同等性維持の点についてご配慮をお願いいたします。</p> | <p>ご指摘の点も含めて、各報告項目の更なる詳細については、今後別途、ガイドライン等を定め公表することを予定しています。</p> <p>ガイドライン等の作成にあたりましては、頂いた御意見を踏まえまして、検討等を致します。</p> <p>なお、担保及び証拠金に関する報告については、主要な法域では本邦と同様に新たな報告項目として導入することを検討していると認識しています。</p> |
| 2 | <p>改正府令第4条第1項で取引情報として保存・報告すべき事項が大幅に修正されているが、他方で各項目の定義が不明瞭になっている。各項目の定義詳細は、金融庁からガイドライン等において別途公表される予定か、あるいは取引情報蓄積機関(現在指定を受けているDTCC データ・レポジトリー・ジャパン株式会社)の仕様書等により開示されるということか、ご教示いただきたい。</p> | <p>各報告項目の更なる詳細については、ガイドライン等により今後別途公表することを予定しています。</p> <p>また、取引情報蓄積機関において具体的な報告仕様書等が作成されるものと理解していますが、詳しくは当該取引情報蓄積機関にお問い合わせください。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 3 | <p>改政府令第4条第1項第2号で「取引情報の報告者に関する事項」とあるが、ベンダーが報告を代行している場合も当該ベンダーが「報告者」となるか。ベンダーが提供しているツールを利用しているだけであれば、報告者は取引当事者等の報告義務者との理解でよいか。地銀等が信託銀行等に報告を依頼する代理報告とベンダーによる報告との取扱いが異なる場合、意図をご教示いただきたい。</p> | <p>ご指摘の「ベンダーが提供しているツールを利用しているだけ」の意味するところが明らかではないですが、一般的にはベンダーが報告を代行(代理)している場合は、そのベンダーが「報告者」になるものと考えられます。</p> <p>なお、「報告者」については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられることから、必要に応じて当庁へお問い合わせください。</p> |
| 4 | <p>改政府令第7条第4項及び第8条第5項について、取引当事者のいずれか一方が取引情報作成対象業者(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者や銀行等)である場合、他方の取引当事者は取引情報蓄積機関への報告、取引の記録を要しないとされているが、これは取引当事者双方が取引情報作成対象業者である場合は、双方の合意により一方当事者が提供を行わないことが「出来る」という規定であって、双方が従来どおり提供を行っても差し支えないという理解で良いか。仮に、取引当事者双方が取引情報作成対象業者である場合に、一方当事者は提供を行わないことが必須となる規定であるとする、取引相手方との間でどちらが報告をすべきか取り決めが必要となる上、取引相手によって報告・記録の要否を区分するのは非常に煩雑となるため、全てを報告・保存の対象とする対応を認めていただきたい。</p> | <p>改政府令第8条第5項は、取引情報の保存・報告の当事者にかかる取扱いを変更するものではありません。</p> <p>非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、双方の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、双方の当事者が取引情報を作成・保存、報告する必要があります。</p> <p>改政府令第7条第4項は、金融商品取引法第156条の64第1項に基づき、非清算集中等取引情報を取引情報蓄積機関や外国取引情報蓄積機関に対して報告すべき場合においても上記と同様の取扱いを明確化するためのものです。</p> |
| 5 | <p>改政府令第8条第5項では、「ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。」という文言が削除されているが、従前と同様、金融商品取引法第156条の64第2項に基づき、金融商品取引業者等のうち、取引情報作成対象業者が非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告する場合には、本府令第8条第2項に従って、非清算集中等取引情報の作成・保存を行うとの理解でよいか。</p> <p>改政府令第7条第4項の新設は、金融商品取引法第156条の64第1項に基づき、取引情報作成対象業者を除く金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、(改政府令第8条第5項と同様に)非清算集中等取引情報を提供する場合の一定の条件下における取扱いを定めた規</p> | |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>定であって、取引情報作成対象業者においては、改政府令第7条第1項に従って、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報の提供を行うとの理解でよいか。</p> | |
| 6 | <p>改政府令第8条第5項は、非清算集中等取引情報作成対象取引の両当事者が取引情報作成対象業者である場合でも、いずれか一方の取引情報作成対象業者が記録を作成し保存しているのであれば、他方の取引業者は保存することを要しないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>またその場合はどちらの当事者に保存する義務が発生するのかをお伺いしたいです。</p> | |
| 7 | <p>令和6年3月31日に、金融庁への直接報告が廃止される場合、改政府令第9条は不要となると予想していたが、改政府令第9条の今後の取り扱いはどのように理解したらよいか。(令和6年3月31日の金融庁への直接報告の廃止時に府令改正を予定しているか、改正がない場合には廃止後における第9条の趣旨などをご教示いただきたい。)</p> | <p>金融商品取引業者等は、「災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由」により非清算集中等取引情報を取引情報蓄積機関に提供することができない場合には、改政府令第9条に基づき金融庁長官に当該非清算集中等取引情報を提出する必要があります。</p> <p>この取扱いは、令和6年4月1日以降も同様です。</p> |
| 8 | <p>改政府令第11条第3項についてコメント申し上げます。取引情報蓄積機関は、改政府令第4条第1項に定められる取引情報を本府令第10条に基づき保存し、改政府令第11条第1項に従って金融庁に報告することとなっています。この改政府令第11条第3項は、改政府令第11条第1項と重複し、全く同一の取引情報を重複して長期間にわたり報告することとなり、不要な条項だと考えます。加えて、膨大なデータ量となり、システム的に大変な負担がかかるばかりでなくその容量を超える懸念も生じます。取引情報蓄積機関は、その名の通り、取引情報を蓄積し、監督当局は必要に応じてそのデータにアクセスするという形態が本来の趣旨ですし、監督当局が実質的に取引情報蓄積機関となっている現在の形態よりも効率的だと考えます。</p> <p>もし、本来の意図が他法域と同様に、取引情報蓄積機関に、現存する取引の残高情報を求めるのであれば、「取引情報蓄積機関は、毎月1回以上、報告時点において現存する取引の残高に関する情報を報告するものとする。」等</p> | <p>改政府令第11条第3項は、ご理解のとおり、報告の時点において、取引情報蓄積機関が保存している記録(取引情報の残高)の提出を規定しているものです。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | に修正を是非お願いいたします。 | |
| 9 | 改正府令第 11 条すべてにおいて、金融商品取引法第 156 条の 65 第3項が適用されると解釈しておりますが、その認識でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 10 | <p>今般の改正内容を踏まえると、店頭デリバティブ取引の取引情報の保存・報告制度における保存・報告項目の拡充、および、取引情報の報告先の一元化に関しては令和6年(2024 年)4月1日付で実施されることとなるものと理解している。本実施時期については、グローバルな検討状況を踏まえつつ、金融機関等におけるシステム開発に係る効率性や十分な準備期間の確保に配慮いただいたものと認識しており、業界として感謝申し上げます。</p> <p>一方、今般の内閣府令案においては、店頭デリバティブ取引の取引情報の保存・報告制度における保存・報告項目の拡充の「概要」が記載されているが、実際のシステム開発や実務的対応を本格的に検討するためには、報告様式や報告項目の定義・許容値といった「詳細」が確定することが重要である。業界として準備期間を有効に活用するためにも、詳細について可能な限り早期に開示いただくなど、実施に至るまでの適切なスケジュールを検討いただきたい。</p> <p>仮に上述の詳細確定までのスケジュールが当初の見込みと相違する場合には報告様式や報告項目について、段階的な適用を実施すること等、柔軟な取り扱いを要望する。</p> <p>今般の報告項目の拡充により、各取引において、より幅広く、かつ、粒度の細かい情報が必要となることが想定されるが、複雑な商品や今後新たに開発される商品等においては、その商品性や各社のリスク管理、ブックイング方法等によって報告要件の定義と厳密に合致するデータが得られるとは限らない。こうしたケースにも対応するため、定義等が過度に厳格にならな</p> | <p>ご指摘の点も含めて、各報告項目の更なる詳細については、今後別途、ガイドライン等を定め公表することを予定しています。</p> <p>ガイドライン等の作成にあたりましては、頂いた御意見を踏まえまして、検討等を致します。</p> <p>なお、ガイドライン等は、金融機関等の準備期間を確保するため可能な限り早期に公表する予定です。</p> |

| | | |
|----|---|-----------------------|
| | <p>いよう配慮いただくとともに、報告内容に係る金融商品取引業者等の一定の判断余地を許容いただきたい。</p> <p>また、既存取引（現在の保存・報告制度における取引で、新たな保存・報告制度実施時点で満期を迎えていない取引を指す）に関しては、システムや実務上の制約等から、新たな報告項目のすべてに対応することは現実的ではない。ついては、既存取引における新たな報告項目の切り替えについては、移行期間の設定および報告項目の絞り込みをいただきたい。</p> | |
| 11 | <p>グローバルにおいてデリバティブ取引情報報告の実務が既に10年以上に渡って行われてきたことを踏まえ、今後、より目的に合致し、時世に見合うようデリバティブ取引情報報告制度を適切なものとしていくためには、同制度の開始後に得られた様々な教訓、そしてその改善のための重要な機会を把握し、改善に向けた材料とすることが極めて重要と考えます。</p> <p>ここで強調させていただきたいのは、各法域におけるデリバティブ取引情報報告制度の要件は必ずしも整合しておらず、一貫性を欠き、調和の取れていない面があったことであり、そのため、異なる要件による報告はデータの品質に対し直接的な悪影響を与え、グローバルなクロスボーダー市場における取引という性質の店頭デリバティブ取引に対する規制改革を行うというG20の当初の目的にかなうものであったのかという点です。</p> <p>従いまして、このような状況を最小限に抑え理想的に排除していくために、あらゆる措置を講じる必要があると思われまます。</p> <p>取引情報報告の将来像とは、最大限に調和し、一貫性があり、適応性があり、デジタル化され、柔軟性があり、効率的でなければなりません。規則は、読み易く、解釈し易く、コード化し易いものである必要があります。定義、フォーマット、値を揃える必要があります。規制の適用範囲は明確に線引きされる必要があります。調和という文字が示すとおり、法域ごとで追加や逸脱がないようにする必要があります。</p> <p>取引情報報告規制の開始以降の技術的進歩により、同制度の策定、遵守、および管理の</p> | <p>貴重な御意見として承ります。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>方法にデジタル処理手法を用いることが最も頑健で効率的かつ経済的に制度を実施することであるといっても過言ではありません。</p> <p>制度内容の複雑さ、それに係る技術的要素、更にそれを実施するという事は、すべての関係者が規制要件の解釈、適用、および実施につき一貫した対応をとることが不可欠となります。これを従来の伝統的な文章による規制策定によって成し遂げることは大変な困難を伴うものであることは、過去の各種店頭デリバティブ取引規制の導入および実施の過程を振り返れば明らかといえます。そこで、取引情報報告規則をシステムにより可読かつ実行可能な形式（すなわちシステムコードによる作成またはシステムコードへの変換）を行うことを将来の制度設計の一案としてご検討いただきたく存じます。</p> | |
| 12 | <p>令和6年3月31日の告示の失効により、取引情報蓄積機関に報告先が一本化されるのに合わせて、報告頻度も週次から日次となるとの理解で良いか。</p> | <p>ご理解のとおり、令和6年4月1日からは、報告期限は取引の成立した日等から起算して3営業日以内に統一されます。</p> <p>ただし、金融商品取引業者等でやむを得ない理由がある場合の報告期限は、取引の成立した日等の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して3営業日以内となります。</p> |